国立大学法人の業務方法書の変更案について
（業務及び財務等審議専門部会付託事項）

国立大学法人の業務方法書の認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（国立大学法人法３５条において準用する独立行政法人通則法第２８条第３項）。

このたび８６法人から変更の申請があった事案について、意見を伺うもの。変更内容については、以下のとおりである。

１．政府調達に関する協定を改正する議定書の発効に伴う変更　８６法人

各国立大学法人の業務方法書において、政府調達に関する協定等の国際約束の適用を受ける契約については、同協定等に定められた手続きに従う旨、記載されている。

平成26年４月16日に現行協定を改正する「政府調達に関する協定を改正する議定書」が発効したため、業務方法書の変更が必要となったもの。（字句修正含む）

２．産業競争力強化法第２２条の規定による出資を行うことに伴う変更　４法人

（東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学）

国立大学法人法第22条第１項第７号に定める産業競争力強化法に基づく出資を行うため。

３．国立大学法人法の改正に伴う変更　８２法人

国立大学法人法第22条第１項第７号に「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。」が追加されたことにより、これまでの第７号が第８号に繰り下がったため。

国立大学法人東北大学業務方法書新旧対照表

改　正　案	現　　行	変更理由
国立大学法人東北大学業務方法書	国立大学法人東北大学業務方法書	
第１条　　（省略）	第１条　　（省略）	
（出資の方法に関する基本的事項） 第２条　本学は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合に、国立大学法人法第２２条第１項第６号及び同施行令第３条又は同法第２２条第１項第７号の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者又は認定特定研究成果活用支援事業者に出資することができる。	（出資の方法に関する基本的事項） 第２条　本学は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合に、国立大学法人法第２２条第１項第６号及び同施行令第３条の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。	・国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）改正により、同法第２２条第１項第７号の規定による出資を行うため。
第３条　　（省略）	第３条　　（省略）	
（業務の委託） 第４条　本学は、国立大学法人法第２２条第１項第１号、第２号、第４号、第５号及び第８号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合に、その業務の一部を委託することができる。	（業務の委託） 第４条　本学は、国立大学法人法第２２条第１項第１号、第２号、第４号、第５号及び第７号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合に、その業務の一部を委託することができる。	・国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）改正のため。

（委託契約） 第５条　　（省略） （競争入札その他契約に関する基本事項） 第６条　本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 ２　政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。 （その他の業務の方法） 第７条　　（省略） 附　則 この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第２条及び第４条の規定は平成２６年４月１日から適用し、改正後の第６条の規定は平成２６年４月１６日から適用する。	（委託契約） 第５条　　（省略） （競争入札その他契約に関する基本事項） 第６条　本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。 ２　政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。 （その他の業務の方法） 第７条　　（省略）	・政府調達に関する協定について、現行協定（平成７年条約第２３号）のほか、現行協定（平成７年条約第２３号）に所要の改正を加えた「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成２６年条約第４号）の適用を受けることになったため。

国立大学法人東北大学業務方法書

平成１６年5月２４日
文 部 科 学 大 臣 認 可

（目的）
第１条　この業務方法書は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第３５条において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２８条第１項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成１５年文部科学省令第５７号）第８条に規定する事項を定め、もって国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の業務の適正な運営に資することを目的する。
（出資の方法に関する基本的事項）
第２条　本学は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合に、国立大学法人法第２２条第１項第６号及び同施行令第３条又は同法第２２条第１項第７号の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者又は認定特定研究成果活用支援事業者に出資することができる。
第３条　本学は、出資に関し、国立大学法人法第２２条第２項に規定する認可を申請しようとするときは、経営協議会の審議を経た上で、役員会の議を経るものとする。
２　前項の経営協議会及び役員会については、議事録を作成し、出資の認可の申請に係る議事の内容を明瞭に記載するものとする。
（業務の委託）
第４条　本学は、国立大学法人法第２２条第１項第１号、第２号、第４号、第５号及び第８号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合に、その業務の一部を委託することができる。
（委託契約）
第５条　本学は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。
（競争入札その他契約に関する基本事項）
第６条　本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。
２　政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。
（その他の業務の方法）
第７条　この業務方法書に定めるもののほか、本学の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１６年５月２４日認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可を受けた日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第２条及び第４条の規定は平成２６年４月１日から適用し、改正後の第６条の規定は平成２６年４月１６日から適用する。

◆ 関係法令等

国立大学法人法（平成１５年７月１６日法律第１１２号）

（業務の範囲等）

第二十二条　国立大学法人は、次の業務を行う。

一　国立大学を設置し、これを運営すること。

二　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

三　当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

五　当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六　当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資（事業に該当するものを除く。）を行うこと。

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

２　国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

３　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第三十五条　独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

独立行政法人通則法（平成１１年７月１６日法律第１０３号）

（業務方法書）

第二十八条　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

３　文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

国立大学法人法施行規則（平成１５年１２月１９日文部科学省令第５７号）

（業務方法書に記載すべき事項）

第八条　法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第二十八条第二項の文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第二十二条第一項第六号若しくは第七号又は第二十九条第一項第五号若しくは第六号に規定する出資の方法に関する基本的事項

二　業務委託の基準

三　競争入札その他契約に関する基本的事項

四　その他国立大学法人等の業務の執行に関して必要な事項